

相談機関

相談機関（最寄の機関にご連絡ください）

- 配偶者暴力相談支援センター
- 男女共同参画センター／女性センター
- 都道府県、市町村の窓口
- 児童相談所
- 法務局・地方法務局の人権相談所（法務省人権擁護機関）
- 日本司法支援センター（通称：法テラス）
- 都道府県警察

ここにでんわ

DV相談ナビ

0570-0-55210

配偶者や交際相手等からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号（0570-0-55210）から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

固定電話からだけでなく、携帯電話やPHS、公衆電話からも利用することができます。ただし、一部のIP電話からは利用できません。

ゼロナナゼロのハートライン

女性の人権ホットライン

0570-070-810

女性の人権ホットラインとは、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用電話相談窓口です。

相談は、全国の法務局・地方法務局において、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が相談をお受けします。

全国どこからでもつながります。相談受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

一部のIP電話等からはつながらないことがあります。その場合は、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken66.html>）を御参照のうえ、最寄りの法務局へお電話ください。なお、インターネット（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>）でも、相談を受け付けています。

おなやみなし

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

法テラスでは、交際相手からの暴力やストーカー被害、金銭トラブルなど、さまざまな法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口をご紹介します。

電話によるお問合せの受付は、平日の午前9時から午後9時まで、土曜日の午前9時から午後5時までです。（IP電話からは、03-6745-5600へ。）

メールによるお問合せは、24時間受け付けています。

詳細は、法テラス・ホームページ（<https://www.houterasu.or.jp>）をご覧ください。

なお、外国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）を話される方には、通訳を介して日本の法制度や相談窓口をご紹介しますので、0570-078377（おなやみなイナイ）へお問い合わせください（平日の午前9時から午後5時まで）。

しゃーぶきゅういちいちまる

警察相談専用電話

#9110

警察では、犯罪被害の未然防止に関する相談等に応じる窓口として、警察本部及び警察署に総合窓口をそれぞれ設置しています。また、110番通報をするほどの緊急性のない相談に対応するため、全国统一番号の相談電話「#9110番」に電話をかければ発信地を管轄する警察本部の警察相談専用電話等に自動的に接続するシステムを導入しています。

「#9110番」は、携帯電話からも利用できますが、ダイヤル回線および一部のIP電話では利用できません。



Cabinet Office,
Government
of
Japan



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

<http://www.gender.go.jp/>

平成30年11月